

	文書分類	回 覧 処 分					
	M・5・ 1・8	会 長	副 会 長	副 会 長	事 務 局 長	係 長	係 員
月 日	保存種別						
	永 久						

第 25 期川崎町農業委員会

令和 6 年 9 月総会議事録

期 日 令和6年9月10日(火)

場 所 川崎町役場庁舎
2階 入札室

令和6年9月10日開催、川崎町農業委員会総会を川崎町役場庁舎2F入札室招集する。

1、総会事務局開会宣言 午後7時00分

2、出席委員(7人)

1番 田所 義信	2番 中島 隆	
	5番 松江 英幸	
7番 星野 宗広		
10番 原口 友博		12番 原 健治
13番 横田 裕子		

3、欠席委員(6人)

3番 藤川 航
4番 西山 一郎
6番 宗吉 弘行
8番 中村 明
9番 大内田 峰夫
11番 山下 理江

農地利用最適化推進委員(1人)

材木 幸信

4、本会事務局 局長 森元 幸吉 係長 三浦 竜治 主任主事 早川 城治

5、事務局長開会あいさつ

議事日程

議事録署名委員の決定

議事録署名委員の氏名 ●●番 ●●委員、●●番 ●●委員

議案第1号 川崎町農業振興地域整備計画の用途区分変更に係る意見について

報告第1号 農地法第18条第6項の規定による届け出(合意解約)について

その他

事務局長 それでは定刻になりましたが、本日はですね、7月19日付けで辞任された上真崎地区の農業委員さん、●●さんの後任で、8月の臨時議会で、上真崎の農業委員さんに、承認された●●さんの辞令式を行いたいと思います。

議長 それでは、●●さん会長のところへ、お願いします。
辞令交付です。●●殿。
川崎町農業委員に任命する。期間は令和6年8月9日から令和8年7月19日までとする。
令和6年8月9日、川崎町長原口正弘。
代読です。

事務局員 よろしくをお願いします。
お願いします。
事務局長 それでは、今から、令和6年度、9月ですね、農業委員会総会を開催いたします。

議長 それでは会長挨拶をお願いします。
はい。
皆さんこんばんは。
もう。
台風もですね大した被害がないような形でございますが、結構、風も吹きましたけども、稲のほうについては、大きな被害は出てない、そういうふうになっております。
またいよいよ農繁期に入ってきておりますので農作業についてはですね、十分注意していただきたいというふうに思いますし、まだまだ日中は非常に暑うございます。
そういうことで農作業についても、日中の行動の中での、熱中症、そういうものについても十分注意していただきたいというふうに思っておりますので、よろしく願いいたしたいと思えます。
以上です。

事務局長 ありがとうございます。
それでは、続きまして、今日はですね●●委員さんより、欠席の連絡がありました。
本日はですね、13名中7名の出席となっております。
定数に達していますので、総会は成立いたします。
また、推進委員さん6名中、今日は5名の出席であります。
これより議事を行いたいと思います。
議長は、会議規則、第4条の規定により、会長にお願いいたします。

議長 それでは会長お願いします。
はい。
それでは議事に入ります。
議事日程、議事録署名委員の決定について議題といたします。
議事録署名委員は議長において指名することに異議ありません

委員	議長	<p>か。</p> <p>お願いします。</p> <p>異議がないと認め議事録署名委員は●●番●●委員、●●番、●●委員、お願いいたします。</p> <p>では議案に入ります。</p> <p>議案第 1 号番号 1 川崎町農業振興地域整備計画の用途区分変更に係る意見について事務局説明お願いいたします。</p>
係	議長	<p>はい。</p> <p>はい。</p> <p>議案第 1 号、川崎町農業振興地域整備計画の用途区分変更に係る意見について、番号 1、申請者住所、田川郡福智町金田●●番地●●、氏名、●●ほか 1 名、計画変更の区分、用途区分変更、土地の所在、大字川崎、字松本、地番●●番●●。</p> <p>地目、田、地積 299 平米、用途区分変更前、農用区域内農地、変更後、農用区域内農業用施設用地、土地の利用規制、利用規制は農振法です。</p> <p>変更理由としましては、現在育苗施設及び農業用倉庫の設置としていますが、ちょっと修正が入ってまして。</p> <p>倉庫が設置されずに、農業用施設用地の建設ということで、育苗施設及び農業用機械の置場として利用したいということで、利用したいということになりました。</p> <p>土地の改良事業関係との関連はありません。</p> <p>この議案は、●●氏と、●●氏の共有名義の農地を、●●氏が、5 条申請で、農地を購入し、育苗施設及び農業用機械置場を設置したいとの相談がありましたが、農地の詳細を調べてみると、この農地は農用区域内農地、いわゆる青地であったため、農用区域内農地より、農用区域内農業用施設用地への用途区分の変更が必要になったため、今回、川崎町より、農地から農業用施設用地への用途区分変更をしてよろしいかという、意見が求められたものであります。</p> <p>8 月 16 日に、会長と、●●委員とで現地確認をしてきました。</p> <p>2 ページに位置図、3 ページに航空写真をつけています。</p> <p>よろしくお願いいたします。</p> <p>事務局の説明が終わりました。</p>
議	議長	<p>現地確認した●●委員、補足説明をお願いいたします。</p> <p>説明いたします。</p>
●●	委員	<p>8 月の 16 日の日に、会長と事務局とともに、現状を確認いたしました。</p> <p>現在は畑として野菜を作っておられますが、特に問題になるようなことはないと思います。</p> <p>以上です。</p>
議	議長	<p>はい。</p> <p>事務局及び、●●委員の補足説明が終わりました。</p> <p>質疑のある方は挙手をお願いします。</p>

- 委員 はい。
これ●●さんが、そういう育苗施設とか農業用施設、それは先に名義を変えないけんやないですか。
- 係 長 はい。
議 長 はい。
係 長 名義変更はまだする前に、農業用今青地なんですよ、ここが。青地なんで農業用農地になっているんですけどもその区分の変更で、農業用農地から農業用施設用地に変更をまずせんといけな
いということ。
変更せんと。
- 委員 いや、俺が言うのはね。
はい。
所有者が変わる、変わってからそういう変更でも構わないのでは
ないかということなんですよ。
- 委員 農地の売買して、売買終わった後、用途変更になるんじゃないか
議 長 という、払いによってはそういう形で。
そういうことですね。
はい。
- 委員 要するに、この施設つくるには、その倉庫をつくるんでしょ。
係 長 はい。
倉庫はもう建てないんです、
- 委員 いやそういう今農機具倉庫なんかつくるという話やったじゃない
係 長 ですか。
ここに農機具倉庫としてますが、今回はもう倉庫を建てないこと
になったんですよ。
だからもう、農機具の置き場、ただ置くのと育苗施設。
置き場やったら、倉庫つくるでしょう。
- 委員 いや、そのトラクターなんかを置いて、ブルーシートだけをかけ
係 長 るという話で、もう上物はつくらないって話になったもので。
- 委員 それはちょっと合点がいかんけどね。
倉庫でいいんやろ。
うん。
係 長 当初はですねコンテナ倉庫っていうのを持ってきておこうという
話だったんですけども。コンテナ倉庫自体がなかなか建築確認が
とれない物件みたいだったんで、もう置かないということで、も
うブルーシートを機械の上に掛けるだけということですね。
- 委員 育苗施設だけね。
係 長 育苗施設ですね、
メインはもう育苗施設。
- 委員 それはもう後で農業委員なり、がちょっと監視せんと、ブルーシ
ートだけで済ませるか。
ちょっと、使わん農機具倉庫をそこに仮置きとかいうのなら話は
わかるけど、ブルーシートだけ、ブルーシートじゃ1年もたんも

議 長 ンね。
 ●● 委員 いわゆる農業機械を常備そこに置いてくかどうかという。
 議 長 そうそう
 ●● 委員 使わないときは自分とこの家において、農繁期とか言うたら一時的に置くと。
 議 長 うん。
 ●● 委員 それならわかる気がするけどね、極端には掘っ建て小屋建てたりするんじゃないかという懸念がある、それが掘っ建て小屋徐々にそのままちょっとお店になったりするケースがあるんで。
 議 長 ちょうどもう場所はもう分かると思うけど、町道から●●という食堂があった入り口のすぐ横っちょだけどね。面積でいえば約300平米かな。
 ●● 委員 1反切れるたいね。
 係 長 はい。
 議 長 それで当初はあそこに事務局が言うように農業用倉庫を建てて、機械を置きたい、乾燥施設をつくりたいというような話だった。それがちょっと苗を広げると、面積的にしたらいわゆる建物を建てたらその面積が確保出来ないような感じ。苗を広げるとかね。そういう感じでもう倉庫は建てないで農機具を一時的に置きたいというようなことらしい。主はもう育苗施設と思ったほうが良いと。苗を広げるところと。
 ●● 委員 けど水はどうするんやろうか。
 議 長 やっぱ横の水路から取るんやか。
 ●● 委員 横に水路あるけど、もうほとんど関係ない。
 係 長 うん。
 ●● 委員 うん。
 議 長 育苗施設なら水がいる。
 ●● 委員 水は公共の施設の水路、水道管が前に通っているんで、それを許可を得て引きたいという話でした。
 議 長 分かりました。
 ●● 委員 いいですか。
 議 長 ちょっといいですか。
 ●● 委員 はい。
 係 長 農業振興地域から外すわけですよ。
 ●● 委員 外さないです、用途区分の変更だけ農地から農業用施設用地に変わるだけの。青地はそのまま青地のままで。
 係 長 それは可能なわけですね、法律的には。
 ●● 委員 はい。
 議 長 農業用施設だったら可能なんです。その家を建てるとかだったらダメ。
 ●● 委員 育苗用施設とか、そういうところだったら、農業に関係する施設だったら大丈夫ということですね。
 係 長 そうです。はい。
 ●● 委員 これを、そうか外すんじゃないから、農業委員会なんですね。

- 委員 用途変更だけだから、あとはちょっと懸念があるけどね。
議 長 すぐ道の横だから走ったらもうすぐ分かる。
- 委員 分かる。あとは何かちょっとこう、店しようと思ったらすぐ出来る様などだから、商店、店を、なんでもちょっとしようかなと思ったら。
- 委員 道沿いだからですね。
議 長 それはあくまでも用途変更だけやから、用途変更したから店を建てるとかそれ駄目ですよ。
- 委員 そのあとにね、いろいろ、知恵を使えば、そういうのできる可能性があると思って、それでちょっと懸念したんですけど。育苗施設のこの、倉庫とか建てる、倉庫はどれぐらいの大きさを建てるのかとか、ちょっと懸念があったので。
- 議 長 最初のときは、倉庫を建てる図面まで持ってきたよね。
●● 委員 うん。
議 長 そしたらどうしても苗を置くところがぐっと狭くなるものだから、あんまり広くない。300やろう、もうその倉庫を建てたら三角部分しか残らんから使用価値ちゅうか、利用価値が非常に薄くなるという感じだよね。
- 委員 はい。
議 長 この方は農家なんですか。
委員 農家です。もう、どちらかというとい担い手、年はいつている。今年、たしか77ぐらいなりやせんかな。だけど、一つの、前●●さんという人の、人のを受けてつくりよったところを、●●さんが亡くなってから、人の分を全部受けて作りよう。
- 委員 これ、あれですかね、トラクターとかコンバインとか、ただ置くだけですかね。それともここ整備かなにかするんですかね。
係 長 一応土間コン打ってするというふうなことで。
議 長 洗ったりなんたりするっちゃんないかな。
- 委員 結局排水とか、農業用水に入るでしょう。
議 長 農業用水というか、横にすぐ道路の排水路がある。
- 委員 側溝に入れるんですか。
議 長 うん。この横の道路の水はたぶんそちらの方にいくと思う。それか、またその横っちょの下に中元寺川に流れる。
- 係 長 一応計画図面は中元寺川に流れる側溝のほうに流すということ
で。
- 委員 土間コン打ったりするということは、あと農地には使えんけん
ね。
議 長 いいですか、ほか無いですか。
ないようですのでお諮りします。
議案第1号番号1川崎町農業地域振興支援計画の用途区分変更にかか
る意見について承認することについて賛成の方は挙手をお願い
します。
はいありがとうございます。
賛成多数ですので議案第1号、番号1、川崎町農業振興地域整備

計画の用途区分変更に係る意見については、やむを得ないということ
で意見を提出いたします。

続きまして、報告番号 1、農地法第 18 条の第 6 項の規定による
届出について事務局説明をお願いいたします。

係
議
係

長
長
長

はい。

はい。

すいません。

この議案書 1 枚めくったところの、議案第 1 号、次、議案第 2
号としてますけど、この議案第 2 号を間違えてまして、報告 1
号に直していただければと思います。

ここ 1 枚目をめくったところのここに、私間違えて、議案のよう
にしていますので、すいません。

議案 2 号、報告 1 号に訂正お願いいたします。

それではですね、報告第 1 号、農地法第 18 条第 6 項の規定に
よる届出、合意解約について、番号 1、賃貸人、住所、川崎町大
字川崎●●番地、氏名、●●、賃借人、住所、川崎町大字川崎●
●番地、氏名、●●。

土地の所在、大字川崎字藤太郎、地番●●番●●、地目、田、地
積、521 平米、契約期間、令和 4 年 5 月 20 日から令和 9 年 5
月 19 日までの 5 年間となっております。

権利の種類としましては、基盤強化促進法による利用権です。

解約理由は耕作者の変更となっております。

以上です。

議

長

はい。

この件は報告だけでするので、お諮りすることはありません。

以上議案が終わりました。それではその他何かありませんか。

係
議
係

長
長
長

はい。

はい。

はい。

すいません。

皆さんの御手元のほうに一部置いてあったと思うんですけども、
田川支部管内農業委員農地利用最適化推進委員の研修会の案内と
いうのが、農業会議田川支部のほうから届いてますので、9 月
30 日までに返事をいただきたいと思いますので、皆さんぜひ参
加のほうよろしくをお願いいたします。

それから、もう 1 点ありまして議案 1 号の案件のことで、会
長、●●委員、●●委員さんが今日お休みですので●●委員、●
●委員さんもちょうと休みみたいですけども●●委員さんにはち
ょうと、総会后残っていただいて、農林振興課より、書面議決の
件についての説明がありますので、すいません、ちょうとお時間
いただければと思いますのでよろしくをお願いいたします。

以上です。

議

長

いいですかね。

ほかに。他ないですか。

では無い様ですので、以上をもちまして本日の議題は全て終了いたしました。

次回の総会は 10 月 10 日、夜 7 時から開催いたします。

時間の間違いがないようお願いしたいと思います。

以上をもちまして川崎町農業委員会 9 月総会を閉会いたします。

お疲れさまでございました。

閉会 19 時 23 分

以上、会議の顛末を記録し、その相違なきことを証するため署名する。

署名人

●●番●●委員

●●番●●委員

議 長